

## 議 第 4 号 議 案

政党助成金の廃止を求める意見書の提出について

政党助成金の廃止を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成27年3月18日提出

富士見市議会議長 吉 野 欽 三 様

提出者	富士見市議会議員	小 川	匠
賛成者	同	寺 田	玲
	同	大 谷	順 子
	同	川 畑	勝 弘

### 提 案 理 由

政党助成金の廃止を求めるため、政党助成金の廃止を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

## 政党助成金の廃止を求める意見書

政党助成金制度は、1995年に「政治改革」の名のもとに導入・施行された。この制度は、国民に1人当たり250円を負担させ、毎年約320億円もの税金を各党に分配する仕組みで、2014年度末までの総額はすでに6311億円にのぼる。

そもそも国民は、自らの思想、政治信条に従い、支持政党に寄附する自由と権利を持っており、政治資金の拠出は、国民の政治参加の権利そのものである。ところが、税金を政党に分配する政党助成金の仕組みによって、国民は、自ら支持しない政党に対しても強制的に寄附させられることになる。こうした制度は、事実上の「献金」を強要するものであり、「思想信条の自由」「政党支持の自由」に反する。

また、政党助成金欲しさに政党の離合集散が繰り返されている。この20年間で政党の離合集散や党名変更によって新たに誕生した政党は60近くにのぼる。これまで政党助成金を受け取った政党は43党で、そのうち33党が消滅した。しかも政党助成金は、国民の税金であるにもかかわらず、使い道に制限がなく、実際にヘアメイク代、パブレストラン、カレンダー作製費などの支出も認められている。

もともとこの制度は、金権政治一掃を求める国民の声を受け「企業・団体献金を禁止するから」という口実で導入された。しかし実際には、政党本部・支部に対する企業・団体献金が温存され、政党助成金との二重取りが続けられ、金の力で政治がゆがめられている現状がある。

政党は何よりも国民の中で活動し、国民の支持を得て、その活動資金をつくるのが基本である。政党が国民・有権者から「浄財」を集める努力をしないで、税金頼みになっていることから、金への感覚が麻痺し、「政治と金」の問題など腐敗政治をつくりだす根源になっている。政党助成金は、政党と政治を墮落させる元凶となっている。

よって、富士見市議会は、政党助成金を廃止することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月 日

富士見市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

総務大臣 高市 早苗 様

法務大臣 上川 陽子 様